

調達管理番号：20a00892

国名：メキシコ

担当部署：中南米部 中米・カリブ課

案件名：メキシコ国国際開発協力政策アドバイザー業務

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：国際開発協力政策アドバイザー業務
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年2月上旬から2022年2月下旬
- (2) 業務M/M：現地 5.00M/M、国内 3.15M/M、合計 8.15M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内業務 40日
- ・ 第1次 現地業務 45日、国内整理 3日
- ・ 第2次 現地業務 60日
- ・ 第2次 国内業務 10日
- ・ 第3次 現地業務 45日、国内整理 10日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月6日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、

ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- ◇ 評価結果の通知：2021年1月19日（火）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
  - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
  - ③ 語学力 16 点
  - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務	開発途上国における援助実施機関の 能力強化に係る各種業務
対象国／類似地域	メキシコ／中南米・カリブ諸国
語学の種類	西語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱に感染する危険のある国<sup>1</sup>での業務を提案される場合は黄熱病ワクチンの接種を推奨します。

#### 6. 業務の背景

現在、メキシコは国際開発協力において受益国であるとともに、近年の経済成長を受け、世界の国際協力において重要な役割を担うドナーとしての期待が高まっている。実際に、メキシコはラテンアメリカ諸国を主な対象として二国間（南南）協力及び三角協力を展開している。また、2011年4月には「国際開発協力法」を批准・制定し、同法律により同年9月にメキシコ国際開発協力庁 (AMEXCID) が設立される等、更なる国際協力の充実に取り組んできた。

JICA は、2010年6月以降、国際協力政策支援専門家を派遣し、AMEXCID 設立に加え、継続的な人材育成や戦略策定支援等を通じて AMEXCID の実施体制

<sup>1</sup> 厚生労働省検疫所 ([https://www.forth.go.jp/useful/yellowfever.html#world\\_list](https://www.forth.go.jp/useful/yellowfever.html#world_list))

の強化を支援してきた。また、2003年に締結した日本メキシコ・パートナーシッププログラム（JMPP）に基づき、主に中南米地域を対象にメキシコとの三角協力を推進してきた。

今後、三角協力の一層戦略的な形成・実施に向け、これまでのメキシコの二国間協力及び三角協力の実績も踏まえたメキシコ側のリソースの整理を図るとともに、受益国のニーズとのマッチング・受益国側での成果の発現や展開の支援の強化を目的として、本専門家が派遣されることとなった。

また日本政府とメキシコ政府の間では両国の青年を互いに留学させ、両国間の相互理解と友好親善を増進することを目的に、1971年から日墨交流計画を実施しており、JICAは本邦研修スキームを通じてメキシコ人の受入を実施している。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、メキシコ国際開発協力庁（AMEXCID）をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、南南・三角協力におけるメキシコの実績、活動についてレビューを行い、協力実施国としてのメキシコの優位性を整理・分析することでJMPPの案件形成の方向性の明確化を行い、ひいてはメキシコ側の案件形成・実施監理能力の強化及び戦略性の向上を図ることを目的に業務を行う。

同時に、日墨研修においては先方実施機関と調整を行い、研修テーマの見直しを行うとともに、コースラインナップを再整理することで研修の質的向上を図る。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- （1） 第1次国内業務期間（2021年2月上旬～4月中旬）
  - ① 本業務における全体のワークプランについて、JICAメキシコ事務所、JICA中南米部と協議、確認を行う。
  - ② 既存の日墨研修についてJICAの関係部署（中南米部、メキシコ事務所、国内機関）と意見交換し、現状と課題を把握する。
  - ③ JICAメキシコ事務所と連携してメキシコ側日墨研修実施機関であるメキシコ国際開発協力庁（AMEXCID）、国家科学技術審議会（CONACYT）と意見交換し、先方のニーズを確認・把握する。
  - ④ 上記②、③を踏まえ、国内の研修リソースにかかる情報収集を行い、日墨研修にて活用できるリソースを整理する。
  - ⑤ 上記④を踏まえ、JICA中南米部、JICAメキシコ事務所と協議し、ニーズに沿った研修ロングリストを作成する。なお、ロングリストには研修受託先候補機関を含めることとする。

- ⑥ 上記⑤の結果を基にメキシコ側関係機関（AMEXCID 及び CONACYT）と意見交換を行い、今後の日墨研修の方向性及び中期的なコースラインナップについて確認する。
- ⑦ 上記⑥の結果を基に、JICA 国内機関に対し、2021 年度に立ち上げる研修コースのカリキュラム案作成も含む新規研修開設に向けた支援を行う。AMEXCID、CONACYT 高官の本邦招へいに係る事前準備（訪問先研修機関の選定、調整、研修実施先機関情報取り纏め等）を行う。
- ⑧ JICA メキシコ事務所と意見交換しながらメキシコにおける日本研究の現状調査、情報収集を行う。
- ⑨ 過去の資料の確認を通じて、メキシコの南南/三角協力に係る情報収集を行う。
- ⑩ 上記業務を踏まえ第 1 次現地調査のワークプラン案を作成し JICA 中南米部と協議・確認する。

(2) 第 1 次現地業務期間（2021 年 4 月中旬～5 月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA メキシコ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 日墨研修における新規コースラインナップについて、AMEXCID と CONACYT へ報告、意見交換を行うと共に、本邦招へいに係る方針・計画について意見交換を行う。また、日墨研修の実施に向けて必要なフォローを行う。
- ③ C/P 機関からメキシコにおける南南・三角協力に関する情報収集、ヒアリングを行い、メキシコの国際協力に関する政策及びその実施状況を把握する。
- ④ 過去 AMEXCID が実施した南南/三角協力案件並びに AMEXCID 及びメキシコ側南南/三角協力のリソース機関の最新の協力実施方針及び体制のレビューを行う。
- ⑤ 上記③及び④を通じ、AMEXCID が実施する南南/三角協力及び同協力の協力リソース機関に関する中南米・カリブ地域における他機関との優位性及び課題を整理する。
- ⑥ 域内各国の南南/三角協力ニーズを COVID-19 感染拡大による影響も踏まえて確認・整理する。
- ⑦ 上記⑤及び⑥を踏まえて、AMEXCID が実施する南南/三角協力の方向性を整理の上、その後の活動、案件形成の方針について意見交換を行う。
- ⑧ ⑦を通じて AMEXCID での南南/三角協力にかかる方針・計画書作成を支援する。

- ⑨ ⑧で作成した方針・計画書をもとに案件形成の支援を行う。
  - ⑩ 第2次現地業務にて実施する、周辺国（エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア等）への出張、第3次現地業務にて実施する域内の他三角協力実施国（チリ、ブラジル、アルゼンチン）との連携体制構築に資するイベント（ワークショップ、セミナー、Webinar等）実施に向けた計画をC/P機関と計画・立案する。
  - ⑪ JICAメキシコ事務所、JICA中南米部にWeb会議システムを利用して現地業務結果を報告し、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (3) 第1次国内整理期間（2021年5月下旬）
- ① 第1次派遣の現地業務結果報告書（和文・西文）をJICA中南米部に提出し、報告する。
  - ② 第2次派遣の現地業務で実施する周辺国出張、第3次派遣の現地業務で実施する域内他三角協力実施国出張にかかる実施計画について、JICA中南米部、JICAメキシコ事務所と協議する。
  - ③ 出張先周辺国、他三角協力実施国の関連機関との連絡・調整を開始する。
  - ④ 第2次派遣の後に実施する本邦招へいにかかる計画をJICAメキシコ事務所、JICA中南米部と協議する。
- (4) 第2次現地派遣期間（2021年6月下旬～8月下旬）
- ① 現地業務開始時に、JICAメキシコ事務所、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
  - ② 周辺国（エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア等）との連携体制構築に資するイベント（ワークショップ、セミナー、Webinar等）等を実施する。
  - ③ ②の実施に際して、出張国にてC/Pと共に先方国の南南/三角協力実施機関と意見交換を行い、2021年度の案件形成を見据えた支援を行う。
  - ④ 第1次現地業務にて整理したメキシコの南南/三角協力における特徴・優位性、周辺国出張への出張を通じて得られた情報から、域内の他国が実施する三角協力の援助手法、実施体制、予算管理、政策、人材育成等のノウハウを取り纏める。
  - ⑤ 第1次現地業務にて策定した方針・計画書に基づいた活動ができているかモニタリングし、フォローを行う。
  - ⑥ 日墨研修における本邦招へいについて、AMEXCIDとCONACYTにて事前ブリーフィングを行う。

- ⑦ JICA メキシコ事務所、JICA 中南米部に Web 会議システムを利用して現地業務報告を行う。
  - ⑧ 第 2 次派遣の現地業務結果報告書（和文・西文）を JICA 中南米部に提出する。
- (5) 第 2 次国内業務期間（2021 年 9 月上旬～11 月上旬）
- ① 招へいに係る事前準備を行う。
  - ② AMEXCID、CONACYT 高官の本邦招へいを実施する。（2021 年 10 月実施）
  - ③ 第 2 次国内業務結果報告書（和文・西文）を JICA 中南米部に提出する。
  - ④ Web 会議システムを利用し、本邦招へいの結果報告を JICA 中南米部、JICA メキシコ事務所向けに実施する。
- (6) 第 3 次現地派遣期間（2021 年 11 月上旬～12 月中旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA メキシコ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
  - ② 域内の他三角協力実施国（チリ、ブラジル、アルゼンチン等）から 1 カ国を選定し、連携体制構築に資するイベント（ワークショップ、セミナー、Webinar 等）等を実施する。
  - ③ 第 1 次現地業務にて策定した方針・計画書に基づいた活動ができているかモニタリングし、フォローを行う。
  - ④ 案件形成計画・方針にかかる活動のラップアップの実施。
    - ア) 方針・計画書のフィードバックを把握・確認する。
    - イ) 上記ア)を踏まえて、上記活動の課題と改善の方向性について、C/P と検討する。
    - ウ) 上記検討を踏まえ、C/P と協働し、方針・計画書の改訂を支援する。
  - ⑤ AMEXCID、CONACYT にて本邦招へいの総括を行い、日墨研修の有効的な活用について意見交換し、2022 年度以降のコースラインナップ形成に向けた方針を取り纏める。
  - ⑥ 日墨研修のレビュー・見直し結果を踏まえ、JICA メキシコ事務所が別途進めているメキシコにおける日本研究の推進に必要なかつ有用な提言・留意事項を取りまとめる。
  - ⑦ JMPP に基づく三角協力事業に係るメキシコ国内及び域内への対外発信を支援する。
  - ⑧ With/Post COVID-19 における JMPP の戦略・方針の策定に向けた助言・提言を行う。

- ⑨ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（西文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑩ JICA メキシコ事務所にて現地業務結果報告を行う。

(7) 帰国後整理期間（2021 年 12 月下旬）

- ① JICA 中南米部、JICA メキシコ事務所向けに業務完了報告を行う。
- ② 専門家業務完了報告書（和文）内容を監督職員に報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務ワークプラン（全体及び各派遣時）  
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。  
業務の具体的内容（案）などを記載。  
和文 2 部（JICA 中南米部、JICA メキシコ事務所へ各 1 部）
- (2) 現地業務結果報告書  
各派遣時及び派遣終了時。和文。提出部数は以下のとおり。  
和文 2 部（JICA 中南米部、JICA メキシコ事務所へ各 1 部）  
西文 3 部（JICA 中南米部、JICA メキシコ事務所、C/P 機関へ各 1 部）  
ただし、第 3 次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第 3 次現地業務結果報告書（西文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。
  - ・メキシコ国際開発協力政策に関する提言
- (3) 専門家業務完了報告書（和文 3 部）  
2022 年 2 月 14 日までに提出。  
現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 中南米部及びメキシコ事務所に提出し、報告する。  
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf)

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒メキシコシティ⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

7. 業務の内容に記載の派遣期間に応じて提案してください。

但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

#### ③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：JICA メキシコ事務所が手配

イ) 宿舎手配：なし

ウ) 車両借上げ：JICA メキシコ事務所が手配

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：AMEXCID 内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

### (2) 参考資料

#### ① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 中南米部 中米・カリブ課 (TEL:03-5226-8563) にて配布します。

- ・参考資料「日墨研修関連資料」
- ・参考資料「Tackling Global Challenges Through Triangular Cooperation」(<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12127080.pdf>)
- ・参考資料「Scaling Up South-South and Triangular Cooperation」([https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12082285\\_01.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12082285_01.pdf))
- ・参考資料「メキシコ国 日墨パートナーシップ・プログラム (JMPP) レビュー 情報収集・確認調査最終報告書」(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12235420.pdf>)

#### ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。



ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」  
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA メキシコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 180日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては、JICA と協議の上、決定することと致します。

以上